

空き家に関する支援制度一覧

市町村名:高山村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅リフォーム資金	助成	高山村住宅リフォーム補助金	専用住宅又は併用住宅(個人住宅部分)並びに高山村に生活基盤を置くことを目的に取得した空き家へのリフォーム(修繕・改築・増築等)を開始する工事で、村内の施工業者により工事を行ったものに対して、要件を満たした者に対して補助金を交付する。	①高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ②高山村の住民基本台帳に登録されており、空家等に取得により村内に転居する場合は、転居の日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ③空家等の取得により高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある者 ④世帯全員が市町村税及び使用料等を完納していること ⑤他の制度との併用は不可 ⑥工事金額(税込み)20万円以上の工事が対象 ⑦申請は当該住宅において1回のみ	50万円/戸			常時受付	枠 3件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/07kensetsu/jutaku-reform/reform.html	※補助対象外工事もあるので、申請時に担当に相談
耐震診断費	助成	高山村木造住宅耐震診断者派遣事業	(1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの	高山村に対象建築物を有する者	(個人負担無し全額補助) 但し耐震診断者の交通費のみ対象者が実費負担			常時受付	枠 4件	建設課	0279-63-2111	https://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/iju-teiju/1802kurashi-guide.pdf	
空家等解体補助金	助成	高山村空家等解体補助金	村内事業者(村内に事業所を有する事業者)が請け負う解体工事である。特定空家に該当するもの。補助金額は、補助対象工事に要する費用に5分の4とし、上限100万円とする。	①補助金対象住宅の登記簿に所有者として登記されている者(補助対象住宅が未登記の場合にあたっては、所有者として登記されている者)又はその相続人である事 ②市町村税及び使用料等を完納していること ③住宅所有者とその土地所有者が異なる場合は、その土地の所有者の同意が必要である	100万円/戸			常時受付	枠 1件	建設課	0279-63-2111	https://vill.takayama.gunma.jp/index.html	※補助対象外工事もあるので、申請時に担当に相談